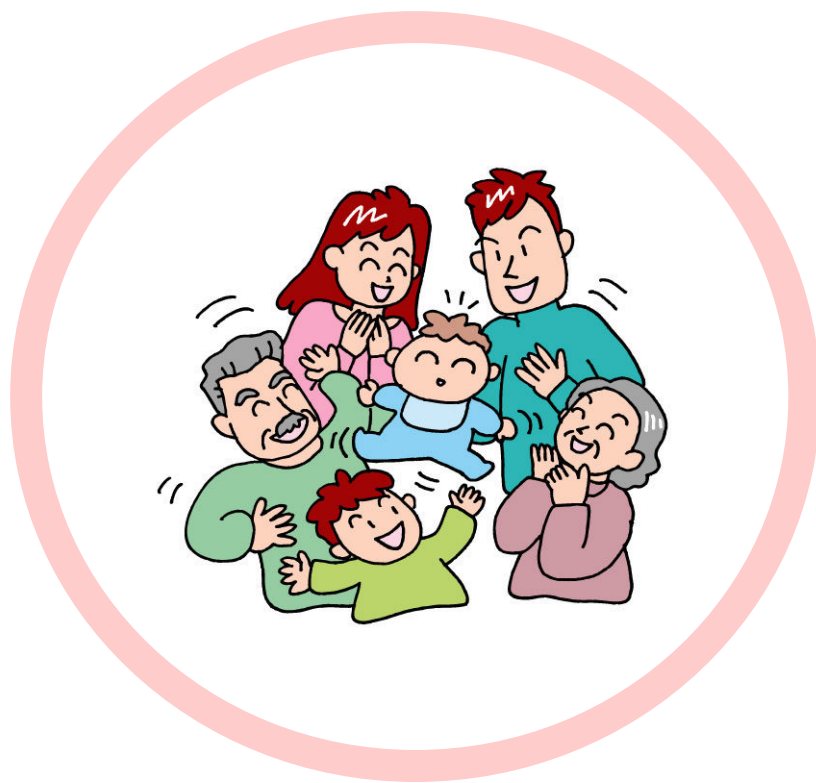


第三次小平市地域福祉活動計画 後期に向けた中間報告



平成27年3月

社会福祉法人

小平市社会福祉協議会

第1章 計画について

計画策定の目的と計画の性格

社会福祉法（第109条）で市町村社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、小平市社会福祉協議会（以下「小平市社協」といいます。）は、「地域福祉の推進」を計画的かつ効果的に進めることを目的として、これまで「小平市地域福祉活動計画」（計画期間は平成6年度～15年度）、「第二次小平市地域福祉活動計画」（計画期間は平成16年度～20年度）を策定してきました。

また、小平市でも社会福祉法（第107条）に基づき地域福祉計画を作成していますが、この計画でも住民や社会福祉の事業者や活動を行う者の意見を反映させるように規定されているため、地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割分担と連携（整合性）が必要となります。

小平市において、平成20年に地域福祉計画にあたる「小平市第三期地域保健福祉計画」を策定したことを受け、小平市社協では、地域福祉推進の目的や課題の共有を図り、小平市社協を含めた民間事業者や住民自身が展開する地域福祉活動の方向性をまとめた「第三次小平市地域福祉活動計画」を策定しました。

計画の期間

第三次小平市地域福祉活動計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間（前期3年間、中期3年間、後期4年間）とし、期間中の社会的な変化や制度改正などの状況を踏まえて、必要に応じて本計画の改定について検討することとしています。

《第三次小平市地域福祉活動計画の計画期間》

	前 期	中 期	後 期
第三次 小平市地域福祉活動計画	平成 21～23 年度	平成 24～26 年度	平成 27～30 年度

計画の基本理念

1 人間性の尊重、社会参加と自立・自己実現の推進

小平市に暮らす誰もが、また小平市で活動する誰もが、一人の人間として尊重される環境づくりをめざします。また誰もが、自らの意思に基づき、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、社会の一員としてその人らしい健康で安心のある生活を送ることができるよう、社会参加と自立・自己実現への支援を推進します。

2 ノーマライゼーションの理念の実現

地域社会では、高齢者や障がいのある人、子ども、外国籍を持つ住民などさまざまな人たちが暮らし、活動しています。「地域で暮らす誰もが差別されることなく、あたりまえに生活を営み、さまざまな活動に参加できる社会があたりまえである」というノーマライゼーションの理念を地域住民一人ひとりが理解し、行動していくことができる地域社会づくりを目指します。

3 住民主体による福祉のまちづくり

地域社会の主人公はそこに暮らす地域住民です。住民が人間としての尊厳を持って暮らすことができる地域社会は、国や他人がつくってくれるものではありません。地域に住む住民自らが、主体的に人間らしい暮らしを求め、福祉のまちづくり、暮らしづくりを求め活動していく地域を目指します。

4 利用者の権利をまもるしくみづくり

福祉サービスの利用にあたっては、サービスを受ける利用者がサービスを提供する事業者と対等な立場に立ち、自らの選択により適切な福祉サービスが利用できるよう、利用者の権利をまもるしくみづくりを進めます。

計画の基本目標

地域で支えあう福祉のまち・こだいら

「後期に向けた中間報告」について

第三次小平市地域福祉活動計画は平成 21 年度に策定され、平成 24 年 3 月には「中期に向けた中間報告」が行われました。今回の「後期に向けた中間報告」では、前期・中期までの活動状況を振り返り、その方向性を継続しながらも、社会情勢の変化や新たに生じた課題に対応すべく、今後 4 年間にわたる方針について示しています。

なお、重点目標ごとに市民が主体的に取り組んでいる先進的な地域福祉活動の具体例としての「地域の取り組み」と、「小平市社協の取り組み」とを掲載していますが、これは中期（平成 24 年度）以降の新たな取り組みを中心に記載しています。

第2章 中期までの活動状況と後期の活動方針

重点目標 1 住民主体の地域福祉活動の展開

- (1) 地域福祉活動の問題点の克服
- (2) 地域課題への取り組みと住民の助け合い活動
- (3) 住民主体の地域福祉活動に対する支援
- (4) ボランティア活動や市民活動に対する支援・連携

★地域の取り組み

地域の取り組みの事例

■ ボランティアグループ等

- ◆ スタッフ、利用者が会員となり、ごみ出しや電球の交換などちょっとしたお願いに対応するとともに、会員同士で地域の気かがりな人に目を向けているボランティアグループが生まれました。

■ 自治会等

- ◆ 住民の交流を目的とした喫茶の定期的な開催や、助け合いを目的とした利用登録制の買い物、家具移動、ごみ出し支援などを行っている自治会が生まれました。

■ 学校等

- ◆ 市内の大学が主催する地域のネットワークでは、定めた地区内を4つのブロックに分け、空き教室や空部屋を利用した住民交流の場（サロン）の開催や、地域貢献活動への参加など、独自の活動を行っています。

■ その他の機関・団体など

- ◆ 障害者のつどい実行委員では、障害者週間に「こげらコンサート」や「異才たちのアート展」といった作品展示会を開催し、障がいのある方への理解を深める機会としています。

★小平市社協の取り組み

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中期の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成24年度より、小平市社協への団体登録制度を見直したことにより、24団体から、62団体（平成27年1月現在）に拡大し、福祉分野を中心に、多様な地域福祉活動に取り組む団体を支援しています。 ◆平成25年度より、「配分推せん委員会」を設置し、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい・地域福祉募金の配分事業について、第三者による公平な判断のもと、募金の適切な配分を行っています。 ◆障がい者地域自立生活支援センターひびきでは、障がい者の地域生活支援の向上と共生社会実現のため、地域自立支援協議会の事務局をはじめ各事業所・団体等との連絡会の運営、参加を行いました。 ◆障害者福祉センターでは、西部ボランティアコーナーと共催し、障がい理解の促進とボランティア育成のための市民向け講座を開催しました。ボランティアの中には、センターまつりなどへの参加を通じて、障がいのある方との交流をさらに深めている方もいます。 ◆障害者福祉センター・あおぞら福祉センター（以下「両福祉センター」といいます。）では、自治会や小・中学校、青少年対策地区委員会（以下「青少対」といいます。）、民生委員・児童委員等と地域懇談会を開催しています。事業報告や次年度の事業計画を説明するとともに、地域の方々の近況報告と情報共有の場としながら、地域協働に取り組んでいます。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">後期の活動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●両福祉センターでは、障がいのある方への理解を深め、交流の場となるような講座等を積極的に開催します。また、地域懇談会等を通じて、さらに地域との情報共有や地域協働に努めていきます。 ●登録団体をはじめ、ボランティアの高齢化に伴う活動休止や解散などが増えていることから、各団体と共催して講座を開くなど、メンバーの増加につながるような事業に積極的に取り組みます。 ●住民主体の地域活動を支援するため、まずは市内の地域福祉活動の実情をアンケート等で把握したうえで、市内全域で取り組みやすいような活動の情報提供に努めます。

重点目標 2 安全で安心できるまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 地域の見守り体制の充実
- (3) 防災対策や防犯対策の充実
- (4) 孤立化や孤独・孤独死を防ぐ地域づくり
- (5) 災害による被害を最小限に食い止める地域づくり
- (6) 虐待を生み出さない地域づくり

★地域の取り組み

取り組みの事例

■ 民生委員・児童委員

◆ 民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」を実践し、地域の自治会や、自治会に入っていない方、校区内にある施設に呼びかけてネットワークづくりを行っています。

◆ 障がい関係機関とともに、担当地区のマップを活用した一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者、未就学児の把握を継続的に行い、災害時要援護者名簿への再登録や新たに支援が必要な方への情報提供、救急医療情報キットの配付等にも努めています。

■ ボランティアグループ等

◆ 近所の高齢者の日常生活（ごみ出しなど）をさりげなく見守り、ちょっとした変化を察知する見守りの輪を広げているグループが増えています。

◆ 子育て支援のNPOでは、地域の拠点づくりや、孤立しがちな若い母親をサポートして地域で利用しやすい店舗等のマップ制作等を行い、母親同士のネットワーク作りに取り組んでいます。

◆ 平成25年度には、従来の認知症の介護家族の会に加え、男性介護者の思いを傾聴し、学習会や施設見学などを行うことを目的とした家族会が立ち上がりました。

■自治会等

- ◆地域の施設と災害協定を結んでいる自主防災組織があり、平成24年度には東京都より「防災隣組」の認定を受ける等、積極的に活動しています。

■学校等

- ◆PTA、青少対、民生委員・児童委員、高齢クラブなどの協力を得ながら、児童の登下校の見守り活動を展開している地区がみられます。

- ◆地域・学校が主体となり、「避難所開設準備委員会」が立ち上がり、「避難所管理運営マニュアル」が策定された地区がみられます。

- ◆メールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを活用し、防犯や防災に役立てる取り組みが増えています。

■その他の機関・団体など

- ◆地域包括支援センターは、地域で高齢者等をさりげなく見守る「介護予防見守りボランティア」の支援を行い、定期的を開催する交流会の企画・運営をボランティアとともにしています。平成23年度より2年間、西圏域のみで実施してきましたが、平成25年度より市内全域で活動を開始しています。

- ◆地域の障がい当事者、関係者で検討委員会を作り、東京都標準様式ヘルプカードの作成、配付を行いました。検討委員会終了後も市内のイベント等にてリーフレットの配布や当事者の立場から、ヘルプカードの必要性について啓発活動を進めています。



東京都標準様式ヘルプカード

- ◆市内の児童養護施設が中心となって、既存の個々のネットワークの特性を生かしつつ、それらをつなげる「住民主体・民間の子育てプラットフォーム」づくりが始まりました。まずは、市内の団体の活動を互いに共有し、先進地域のコミュニティネットワークを学び、虐待防止も含めた、「地域で子どもを育てる」ための環境整備を目指しています。

★小平市社協の取り組み

中期の取り組み

- ◆権利擁護センターでは、警察署、消費生活相談室に協力依頼して「悪質商法」等の地域講座を開催し、防犯対策への意識向上に向けた取り組みを行っています。
- ◆十三小地区内の民生委員・児童委員、福祉施設等の各種団体と協働し、地区防災訓練の実施、支援をしています。特に障がいのある方、高齢者等の災害時要援護者の福祉避難に焦点をあて、避難訓練、炊き出し訓練等を継続するなかで、平成26年度は地域住民の力を生かす場へと広げる取り組みに力を入れました。
- ◆地域包括支援センター中央センター（基幹型）では、介護予防見守りボランティア事業に市内全域で取り組んでいます。また、地域でそれぞれ支えあえるまちづくりを目指し、見守りサポーターの養成講座を行っています。
- ◆あおぞら福祉センターでは、都立小金井公園で行われた東京都防災訓練への参加や、平成24年度から継続して地域防災訓練を開催し、防災に対する意識の向上に努めています。実施に当たっては民生委員・児童委員の協力を得て、地域の方々と顔が見える関係づくりに努めています。
- ◆ボランティアセンターでは、平成24年度より防災・減災講座を実施し、災害ボランティアを養成しています。平成26年度には、講座修了者の交流会を立上げ、継続した人材育成に努めています。
- ◆災害時要援護者の課題の解決をテーマに、障がい当事者団体を中心とした「こだいらあんしんネットワーク」の活動を支援しています。市内のさまざまな防災訓練での「災害時要援護者接し方体験」を継続実施しているほか、平成26年度には啓発リーフレットを改訂し、広報に努めています。



災害時要援護者啓発リーフレット
「知ってください、わたしたちのこと」

- 市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、国や都の動向も勘案しながら、災害時要援護者など、多様な立場の方々に配慮した地域防災支援を積極的に行います。
- 障害者福祉センターでは、平成7年に結ばれた「火災等災害時の消防ふれあいネットワーク協定」を参加団体とともに見直しを行い、ネットワークの構築を図っていきます。

★キーワード

災害時要援護者とは？

災害時要援護者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語に不慣れな在住外国人といった災害時に自力で避難することが困難で支援を要する方々です。国では「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）として市町村に取り組みが示されてきましたが、平成23年の東日本大震災の発生により避難支援対策の見直しが求められ、平成25年には災害対策基本法が改正（平成26年4月施行）されました。ここでは、実効性のある避難支援として避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の活用が明記されています。また、平成25年8月には内閣府より「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されています。

小平市においては、小平市健康福祉部高齢者福祉課において、災害対策基本法、小平市地域防災計画に基づき「小平市災害時要援護者避難支援マニュアル」を作成しています。その中では、次の方々を災害時要援護者登録名簿の対象者としています。

〈自宅で生活されており、以下の要件に該当する方〉

- 介護保険制度
 - ◎要介護3～5の認定を受けている方
- 障がい者
 - ◎身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
 - ◎愛の手帳1度・2度の交付を受けている方
 - ◎精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 75歳以上の高齢者（平成25年度から）
 - ◎一人暮らし、世帯員全員が75歳以上、日中・夜間独居になる方
- その他
 - ◎支援が必要な、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、軽度の障がい者
 - ◎なお、災害時要援護者としては、日本語に不慣れな在住外国人、難病患者、乳幼児及び妊産婦などもその対象としています。

重点目標3 日常生活支援サービスの充実

- (1) 福祉ニーズの把握と関係機関・団体への連絡（サービス開始前）
- (2) 安心してサービスが利用できる仕組みづくり
- (3) 高齢者の在宅福祉サービスの向上
- (4) 障がいのある人の生活支援・就労支援の充実
- (5) 子育て支援・青少年健全育成活動への支援
- (6) 生活応援サービスの充実

★地域の取り組み

地域の取り組みの事例

■民生委員・児童委員

◆サロン活動や見守り活動を通して、市民からさまざまな相談を受け、行政や関係機関につなげています。

■ボランティアグループ等

◆高齢者の在宅福祉サービスを支える地域の取り組みとして、個人宅での開催など多様なサロン活動が展開されています。

◆ボランティア団体が、視覚障がいの方のための外出支援や、ろう者を講師とした講座運営、精神障がい者の社会参加を目的とした喫茶活動など、公的な制度では対応できない部分のサポートを中心に、障がいのある人の生活支援に取り組んでいます。

■自治会等

◆若い世代などの自治会への新規加入を促進するため、会員又は同居する家族を対象に、誕生祝いや小学校入学祝い制度を創設した自治会がみられます。

■その他の機関・団体など

- ◆小平市地域自立支援協議会では、困難ケースの検討を通じて課題を多く抱えるケースを把握しています。個別ケースにおける福祉ニーズを個々の課題としてとらえるだけではなく、市内共通の課題として共有化し、課題解決にあたっています。
- ◆大学を中心としたネットワークの中で、勉強の遅れがちな中学生のために、教員・大学生・市民等が週 1 回スタディパートナーの活動を行っている地区があり、子どもの学習に対する意欲や自信につながっています。



ボランティアが中心となって運営している
「ほのほのひろば」のパンフレット



住民主体のコミュニティサロン
「アットホームはぎ」のパンフレット

★小平市社協の取り組み

中期の取り組み

- ◆「ふくし」の相談窓口や権利擁護センターなどの業務の中で、把握した相談者の生活課題について民生委員・児童委員や関係機関と連携し、「困っている人」の福祉ニーズの把握・早期対応に努めました。また、本人を中心とした支援が展開されるよう、成年後見制度の利用などにより課題解決に努めました。
- ◆当事者相談会や、地区別相談会を設け、行政等の窓口に行きにくい方の相談に応じています。
- ◆苦情解決制度第三者委員会議を定期的を開催し、各事業所の特色の紹介をはじめ、障がい当事者と第三者委員との懇談会を行いました。
- ◆電話訪問、おはようふれあい訪問事業は、長期利用の方も多く、申請時と状況が変わっていることが多いため、再度、本人の状況と緊急連絡先などを確認し、適切な事業実施と緊急時の迅速な対応に努めています。
- ◆両福祉センターが持っている専門性やネットワークを活用して、市民を対象に介護予防・生きがいづくりなどを目的とした講座を行っています。
- ◆両福祉センターで実施している日中一時支援事業や緊急一時保護事業では、サービスの質を高めるため、ヘルパー事業所との情報交換や研修を行いました。
- ◆言語相談訓練事業では、1歳半～15歳までの子どもとその親に対して、相談、訓練、関係機関との調整を行っています。年々利用者が増加し、両福祉センターで約300人の子どもが通っています。また、「子どもの発達を支援する連絡会」にも定期的に参加し、情報交換を行っています。
- ◆巡回相談事業では、市内全43園の幼稚園・保育園に対して、発達が気になる子どもに対しての支援を行っています。また、幼稚園教諭・保育士等への助言や年2回の研修の場を設け、スキルの向上を図っています。
- ◆判断能力が十分でない方の後見人として、社会貢献型後見人（市民後見人）が受任するケースが増えたことに伴い、小平市社協が法人後見監督人として選任される件数も増えています。また、小平市社協では後見人の受任（法人後見）もしています。
- ◆権利擁護センターでは、成年後見制度の円滑な運用につながるよう、医療機関や金融機関を対象とした講座を行っています。
- ◆障害者福祉センターでは、利用者が市民向け講座の講師として参加する機会があり、利用者の地域貢献、社会参加の場となっています。

後期の活動方針

- 問題が複雑に絡んでいたり、時間とともに深刻化したりするといった多様な相談内容を整理し、必要なサービスへつないで解決したり、サービスの創出を促進できるよう、さまざまな機関との連携強化に努めます。また、生活課題の相談については、アウトリーチを含めた相談支援の拡充を図るため、平成27年度より生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口を開設する予定です。
- 市民による社会貢献型後見人の育成に努め、被後見人が地域で安心した生活を送れるよう権利擁護の視点を中心とした生活環境の拡充を図ります。
- 電話訪問、おはようふれあい訪問の課題を洗い出し、安否確認事業のあり方について関係機関と具体的に協議し、事業の見直しを進めていきます。
- 小地域活動のあり方について、高齢者に限らず、障がい者や子育て家庭など、多様な取り組みを支援するための調査を重ねていきます。

★キーワード

成年後見制度とは？

高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで、契約などの意思決定が困難な方の権利や財産を保護するための仕組みとなる制度として、平成12年4月に導入されました。成年後見制度には、家庭裁判所の手続きにより後見人等を選任してもらう法定後見制度と、当事者間の契約によって後見人を選ぶ任意後見制度があります。

〈法定後見制度〉

判断能力の程度により、「補助」（判断能力が不十分）・「保佐」（判断能力が著しく不十分）・「後見」（判断能力を欠くのが普通の状態）の3タイプがあります。住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行い（本人、配偶者、四親等内の親族のほか、身寄りがない場合や家族による虐待がある場合などの区市町村長等が申立てを行います。）家庭裁判所は、後見等を開始する審判と同時に後見人等の選任を行います。後見人等は、家庭裁判所の監督を受け、身上監護や財産管理などの重要な報告を定期的に行う義務があります。

〈任意後見制度〉

元気なうちにあらかじめ後見人や将来のことを決めておく制度です。公証役場で、公正証書によって任意後見契約を結びます。判断能力が低下してきた際に、任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、選任されてから任意後見人としての業務が開始されます。

重点目標 4 相談援助及び情報提供体制の充実

- (1) 気軽に相談できる人材の育成と窓口の充実
- (2) 専門的な相談サービスとの連携
- (3) 福祉に関する情報の積極的な提供

★地域の取り組み

地域の取り組みの事例

■ ボランティアグループ等

- ◆ 手話や点字、要約筆記や音訳など情報保障を担うボランティアグループの他に、グループホームや病院などで傾聴に取り組むグループもみられます。

■ その他の機関・団体など

- ◆ 障がい分野では、サービス等利用計画を作成することができる指定特定相談事業所が11か所に増えました。
- ◆ タウン紙のほか、自治会の会報や掲示板、青少対だよりなどを通じて、小平市社協の情報ははじめ、地域のさまざまな資源に関する情報を発信している団体が増えています。
- ◆ 地域自立支援協議会情報部会では障がい当事者に対する情報支援として、情報誌「O～えん」の発行、ブログ更新などを行っています。
- ◆ 介護支援専門員が連絡会を立上げ、研修の開催や、市や地域との連携を図ることで、介護保険を利用する高齢者への支援の充実に向けて取り組んでいます。



情報誌「O～えん」

★小平市社協の取り組み

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中期の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民が身近な場所で気軽に相談できるよう、東部及び西部のボランティアコーナーに福祉の総合相談窓口として、「ふくし」の相談窓口を設けました。 ◆ボランティアセンターでは、多様化する相談者の状況に対応できるよう、月曜日から土曜日まで開所しています。 ◆小平市社協全体の事業案内のほか、各事業においても、リーフレットやパンフレット、ガイドブックを発行し、福祉情報が必要な人に行き渡るよう周知に努めています。 ◆計画相談の本格実施により、両福祉センター・障がい者地域自立生活支援センターひびきでは、順次職員が相談支援専門員の資格を取得し、障害者総合支援法による相談支援体制の整備を図っています。 ◆小平市社協内の各相談事業所では、従来の事業所内での相談のみならず、訪問や同行など（アウトリーチ）による相談支援を行っています。 ◆両福祉センターでは、子どもの専門相談の充実を図るため、言語聴覚士、臨床発達心理士及び作業療法士を活用して支援を行っています。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">後期の活動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小平市市民生活部市民協働担当・中央公民館・小平市民活動支援センターあすぴあとの共催講座の実施等を通じて、地域で住民主体の福祉活動をコーディネートする人材養成に努めます。 ●平成27年度より、生活困窮者自立支援法に基づいた新たな相談窓口を設置し、自立相談支援を中心にアウトリーチを含めた総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、関係機関と連携を取りながら世帯の生活の安定を目指していきます。 ●社協だより、ホームページなどの広報媒体では、さらに見やすく、わかりやすい表現に努めるとともに掲載内容を充実していきます。 ●ボランティアセンターでは、登録団体情報をはじめ、市内での活動先の福祉施設の情報等、ホームページでの情報発信をさらに強化し、ボランティア活動希望者が活動につながりやすくなる工夫を図っていきます。

重点目標5 福祉のこころの醸成と福祉学習の推進

(1) 福祉学習の推進

(2) 福祉人材の育成

★地域の取り組み

地域の取り組みの事例

■学校等

◆福祉教育については、小学校の放課後子ども教室や、PTA主催の体験が行われているほか、保育園や青年会議所など、地域の団体が会員等に対する体験プログラムを実施しています。

■その他の機関・団体など


◆地域包括支援センターでは、「認知症サポーター養成講座」について、定期的な開催だけではなく、小学校や金融機関等からの要請により実施することが増えています。

◆市内の大学を中心としたネットワークの取り組みにより、地域福祉活動に参加するグループが立ち上がり、活発に活動しています。

◆市内の福祉施設では、施設の特徴に応じた独自のボランティア講座を実施し、施設の理解者の獲得に努めています。施設がボランティア講座を実施するにあたり、小平市社協では企画の共催や相談支援を行っています。



★小平市社協の取り組み

<p>中期の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学校の総合的な学習の時間における福祉体験学習では、地域で子どもの福祉の心を育む取り組みとして、障がい当事者やボランティア団体の協力を得ながら、高齢者や障がい理解など年間約60回の実施（平成26年度）につながっています。 ◆障害者福祉センターの利用者が、小学校で「ふれあい給食」や障がい者スポーツ体験を通じて児童との交流を図っているほか、中学校職場体験授業の講師も務めています。 ◆ボランティアセンターでは両福祉センターと協力し、ボランティア入門講座として障がい者スポーツ・レクリエーション活動の充実に取り組み、障がい理解の促進とともにボランティアの育成を図っています。 ◆ボランティアセンターでは、両福祉センターを含めた市内の福祉施設に企業の新人職員研修の受け入れを依頼し、利用者との交流につなげています。 ◆東京都福祉人材センターと共催し、福祉のしごとへの理解を広げ、就職につなげる機会として、相談・面接会を開催しました。 <div style="text-align: center;">  <p>「福祉のしごと 相談・面接会」の様子</p> </div>
<p>後期の活動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校における総合的な学習の時間については、授業時間が漸減していますが、福祉教育の中心としてとらえ、学校に対してプログラムの提案をするなど継続的な実施につなげます。また、担い手となっているボランティア団体が高齢化しているため、ニーズに応じて新しいボランティアの育成に努めていきます。 ●両福祉センターでは市内福祉団体・施設等とのネットワークを生かし、小・中学校の職場体験や市民等を対象とした交流事業などを通じて障がいに対する理解の促進や、福祉教育・福祉啓発に努めていきます。

重点目標 6 地域福祉を推進するための基盤づくり

(1) 小平市、民生委員・児童委員、各種団体との連携の強化

(2) 小平市社協の組織の強化

★小平市社協の取り組み

中期までの活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員・児童委員協議会の地区定例会に参加し、地域の課題などの情報収集や情報共有に努めています。 ◆会員増強運動に合わせて、社協だより特集号、ホームページ、チラシにより広報活動を強化したほか、自治会、商工会、PTA、青少対等に出向き入会への依頼を継続しています。 ◆事業所会員に対しては、ホームページと社協だより特集号で事業所名を掲載することで、新規会員の加入につながっています。 ◆障害者福祉センターでは、市内の大学が主催する地域のネットワーク活動に参加し、地域と連携を図っています。 ◆ボランティアセンターでは、市内4大学とNPO、福祉施設、市民活動団体と協力し、地域福祉活動への関心を高めたり、活動の機会を増やす取り組みを行っています。
後期の活動方針	<ul style="list-style-type: none"> ●個人会員の加入を促進するため、会員特典や加入のメリットを検討します。また、従来の協力員の訪問による会費納入だけではなく、振込みなどの方法も検討していきます。 ●研修体系を充実させ、福祉関係資格取得を含めた職員の専門的資質向上を図っていきます。 ●さまざまなニーズへの迅速かつ柔軟な対応や、適切な運営を図るため、よりよい組織体制を検討していきます。

第3章 後期の重点的な取り組み

1 地域包括ケアシステムの構築に向けて

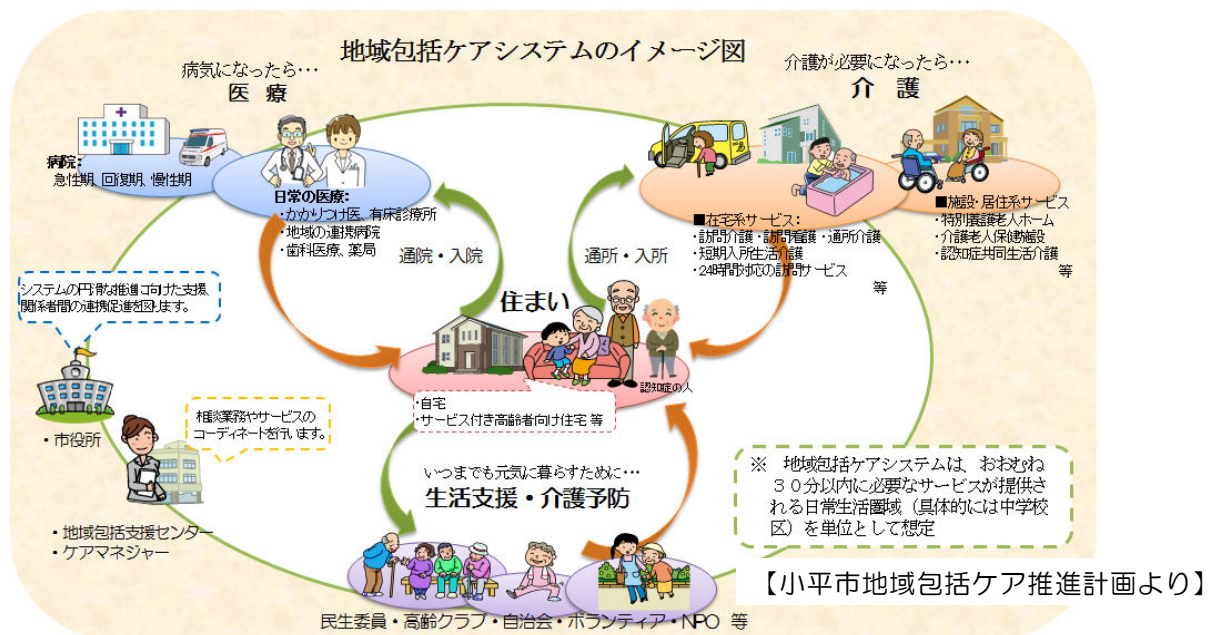
地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムの実現を目指しています。

特に、今後は一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、支援を必要とする高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



★地域の現状と取り組みの状況

地域の現状	<ul style="list-style-type: none"> ◎一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯が増加しています。 ◎高齢化の急速な進行に伴い、認知症高齢者が増加しています。 ◎地域のつながり、近隣同士の交流が少なくなっており、自治会の加入率も低下しています。 ◎買い物などの外出に困難を抱えている高齢者がいます。 ◎個人情報保護法を理由に、適切な情報の共有ができず支援の壁となっています。
--------------	---

地域の取り組み

- ◆地域包括支援センターでは「地域ケア会議」を開催し、個別ケースの課題分析等を積み重ねることで、地域に共通した課題を明らかにし、その課題解決に向けた地域づくり・資源開発に取り組んでいます。
- ◆地域で認知症高齢者に出会った際の、具体的な対応方法などを学ぶ「認知症サポーターフォローアップ研修」を実施しています。
- ◆さりげない見守りの中で、地域に住む高齢者の異変等に気づき地域包括支援センターにつなぐ「見守りボランティア事業」が小平市全域で開始されました。
- ◆生活の中で住民を見守る仕組みとして、小平市と生活協同組合とが見守りに関する協定を締結しています。
- ◆地域住民の運営によるサロン活動が行われています。

★キーワード

地域ケア会議とは？

地域ケア会議とは、個別ケースの検討を通じて地域づくりを行い、地域包括ケアシステムの実現に向けていくために開催する会議です。

★後期における小平市社協の取り組み

地域包括ケアシステムの構築

- 認知症の疑いのある人を、関係機関との連携を図りながら、適切な医療・介護サービス等が受けられるように支援をする「認知症コーディネーター」を配置し、認知症の方の早期発見・早期診断に向けて取り組んでいきます。また、必要に応じて地域の認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームとも連携を図っていきます。
- 基幹型地域ケア会議を開催し、小平市全域に共通した地域課題を解決するため、社会基盤の整備に取り組んでいきます。
- 生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行うための人材確保に努めていきます。
- 地域包括ケアシステム構築に向けては、小平市社協がこれまで培ってきた住民主体の福祉コミュニティづくりをさらに推進させていくことが必要であり、推進にあたっては小平市社協全体で取り組んでいきます。

2 コミュニティソーシャルワークの実践

専門職としての「コミュニティソーシャルワーカー」の必要性

経済雇用状況の悪化による失業や貧困による生活への不安、高齢化等による心身の障がいとともに、社会的排除や孤立などさまざまな状況が加わり、問題が複雑かつ深刻化し、制度の狭間で既存の福祉サービスでは対応しにくいケースが増えています。そのため、地域福祉の新たな課題を発見する仕組みが重要になっていますが、市内全域で一つの仕組みをつくっても地域での人と人との絆が薄れているため、有効に機能しにくいという現状があります。

これを受けて、日常生活圏域を地域の実情に応じて定め、住民だけでは解決が難しい課題に住民と協働して取り組み、継続的にかかわることができる専門職としての「コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」といいます。）」の存在の必要性が高まっており、すでに市内でも「地域福祉コーディネーター」等として配置が進められています。

コミュニティソーシャルワークの定義にはいくつかありますが、取り組むべき課題として共通しているのは、地域における個別問題への対応、生活支援システムの構築などです。その中で、専門職としてのCSWは「①個別支援 ②小地域の生活支援の仕組みづくり ③小地域で解決できない問題を解決していく仕組みづくり」という3つの役割を担いながら、自治会やボランティア・NPOといった市民のほか、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、学校といったさまざまな機関と協働して問題解決に取り組むコミュニティワーカーと定義されています。社協の職員はコミュニティ・ワーカーとして活動していますが、さらに高い専門性を持ったCSWとしての役割の整理や資質の向上、市民からのニーズに対応できる体制づくりを目指していきます。

★地域の現状や取り組みの状況

地域の現状や取り組み	<ul style="list-style-type: none">◎「学校支援コーディネーター（市民）」が市内全小学校に配置されており、ボランティアの調整や、生徒（児童）の職場体験の受入先の調整など、地域の実情に合った支援を行っています。◎小平市地域文化課主催の「自治会地域懇談会」が、市内を4地域に分けて設けられており、自治会活動の現状と課題の共有や、取り組みの参考になる情報提供を行っています。
-------------------	---

★後期における小平市社協の取り組み

専門職「CSW」の設置

- 小平市社協では、専門職としての「CSW」の必要性と役割について検討し、設置に向けての研究をすすめていきます。

参考文献：「区市町村社協における地域福祉コーディネーターの必要性と養成について」
「区市町村社協における地域福祉コーディネーターの活動プロセスの検証」
「地域のキーパーソンとつながる・協働する」発行元：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会



第三次小平市地域福祉活動計画 後期に向けた中間報告

平成27年3月発行

編集・発行 社会福祉法人 小平市社会福祉協議会
〒187-0043 東京都小平市学園東町 1-19-13
小平市福社会館4階

電話 042-344-1217・1218
FAX 042-341-6220
ホームページ <http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/>